

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		認可外保育施設に対する事業停止命令又は施設閉鎖命令
根拠条例・規則等名		児童福祉法
条 項		第 59 条第 5 項、第 6 項
所 管 部 課		子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 (電話：048-829-1859)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	厚生労働省通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号) [別紙]「認可外保育施設指導監督の指針」に掲げる基準
	設定等年月日	平成 13 年 3 月 29 日設定 令和 5 年 3 月 31 日最終改正
備 考		